(別紙2) 自己チェック資料

平成30年6月13日厚生労働省労働基準局監督課

民間競争入札実施事業 「新規起業事業場就業環境整備事業」の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

- (1)本事業に関し、1者応札が継続していたところ、入札監理小委員会(以下「小委員会」という。)において、個別訪問等について日本全国どこでも対応するというのは事業者の負担ではないかとの御意見があり、競争性改善のために、事業の分割について検討すべきとの御指摘があった。平成29年度から2年間の事業については、契約単位を東日本と西日本にわけることとし、東日本については1者応札が継続したものの、西日本については3者の応札があった。
- (2) 民間競争入札実施前の仕様書の内容を大幅に見直し、新たに「新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項」を策定し、厚生労働省が事業主体として担う責務と、民間事業者が契約に基づき履行する業務とを明確に区別して記載した。
- (3) 事業の実施期間について、小委員会からの単年度契約を複数年契約にして はという御指摘を踏まえ、平成27年度からは2年契約に変更を行った。
- (4) 入札参加資格について、ジョイント・ベンチャー(共同事業体)による入 札も可能とした。
- (5) 落札者決定のための評価基準について、小委員会からの御指摘を踏まえ、 ①過去の業務実績を評価対象としている項目の配点を 30 点から 10 点に見直 し、評価する業務の範囲(セミナー開催、指導業務、ポスター制作等)を明 らかにし、厚生労働省の委託事業以外も実績に含める旨を記載し、②「事務 所の配置」に関する評価項目について、2項目を1項目に削減することによ り、既存の民間事業者に有利にならないように評価基準を見直しを行った。
- (6) 入札説明会に参加したが入札しなかった者にヒアリングを行い、参加しない理由として「組織・人員体制の構築が難しい」ことが確認されたため、その改善として上記(1)、(4)及び(5)を行ったことにより、競争性が改善したものである。

② 更なる改善が困難な事情の分析(該当がある場合のみ)

(1) 1者応札が継続している要因について

東日本においては1者応札が続いており、競争性に課題が残っている。その理由について、入札説明会に参加したが入札しなかった事業者に対してヒアリングを行うなどして分析したところ、新規参入者にとって「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」の難易度が高いことが明らかとなった。

本業務は、具体的には、セミナーでテキストとして使用する新規起業事業場向けの労務管理マニュアル、指導員用の指導マニュアル(指導員が事業主を訪問する際、効果的、斉一的な普及指導を実施するためのマニュアル)、本事業周知用のポスター及びリーフレットの作成並びにこれらの内容等を検討するための委員会を開催する業務である。マニュアル等の内容が労働基準関係法令や最新の法改正の状況を含める等、多岐にわたるため、検討委員(労務管理、安全衛生管理等について知見のある有識者4名以上)及び受託事業者には相応の専門知識や経験が求められることから、過去に本事業を実施した実績のある事業者にアドバンテージがあることが、1者応札が続いている要因であると考えられる。

(2) 1者応札解消のための検討について

上記について、更なる分割等により、1 者応札を解消することができないか、 検討を行った。

平成29年度事業より、契約単位を東日本・西日本に分割したところ、西日本については3者の応札があり、競争性が改善されたが、東日本については1者応札の状況が改善しなかった。これについて、今後、今以上の分割を行えば、①分割した契約単位ごとにコーディネーター配置が必要となり、委託費全体でみれば、人件費の増加及び事務所の設置による管理費の増加が懸念されること、②現在、セミナー及び個別訪問の参加事業場数が低調な地域を対象として事業を発注することとなり、地域差が大きくなり、民間事業者への過度な負担が懸念されること、③委託内容が講師によるセミナー及び個別訪問を中心とすることから、全国斉一な事業実施が行われず、公共サービスの質が低下するおそれがあることから、更なる分割は困難である。

また、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務と「セミナー及び個別訪問の実施」業務は、セミナー等の実施主体が、実地で使用しやすい資料を作成し、セミナー等を実施する中で労務管理マニュアル等の改善点を明らかにし、それらを反映させてよりよいマニュアル等を作成することによって事業の質を保持できるものであり、一体不可分な業務であることから、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務を分割した発注も行いがたく、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務を含めて更なる分割を行うことは、民間事業者への過度な負担が懸念されることとなる。

上記検討の結果、今以上の分割発注については困難である。

本事業については、これまで、複数の事業者が応札できるよう、小委員会からの御指摘を踏まえ、①(1)から(6)に記載した競争性確保のための改善を図ってきたところであるが、今後とも、少しでも新規参入者が参入しやすい環境を醸成するため、引き続き入札説明会参加者等に対するヒアリングや、入札参加が期待される関係団体及び業者等への周知・広報の強化等、競争性改善やコスト削減のための取組を進めて参りたい。

【参考】公益社団法人全国労働基準関係団体連合会の概要

労働基準法及び同関係法令を普及し、適正な労働条件を確保するとともに、労働者の福祉を増進するために必要な事業を実施することを通じて、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的に、昭和63年4月1日、労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立された、全国47の都道府県労働基準協会連合会等を正会員とする公益法人である。

事業としては、(1)正会員協会との共催方式で実施する教育・研修事業(労務管理セミナー、衛生管理者免許試験受験準備講習会等)、(2)労働基準関係判例情報の提供等による情報提供事業、(3)人事労務関係の実務解説書等の発行等による広報・出版事業、(4)本業務を含む国等からの受託事業等を行っている。

設立された昭和63年度以降、毎年度、国からの受託実績がある。

本事業については、前身となる事業 (新規起業事業場労働条件整備サポート事業 (平成 11 年度から 18 年度まで)、新規起業事業場就業環境整備サポート事業 (平成 19 年度から 21 年度まで)を含めると、事業を開始した平成 11 年度から継続して受託している。

なお、平成28年度正味財産増減計算書によると、経常収益に占める本業務の割合は、12.2%であった。